

京都市交通局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和2年3月17日

京都市公営企業管理者
交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第15号

京都市交通局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程
京都市交通局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を次のように改正する。
第2条中「臨時に雇傭される者」を「臨時に任用される者（以下「臨時的任用職員」という。）」に改める。

第14条を第16条とし、第13条の次に次の2条を加える。

（会計年度任用職員の勤務時間等）

第14条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間は、同項第2号に規定する職員にあっては職員の例に準じることとし、同項第1号に規定する職員（以下「1号職員」という。）にあっては、職員の勤務時間を超えない範囲内において、別に定める時間数とする。

- 2 会計年度任用職員の超過勤務については、職員の例に準じる。
- 3 会計年度任用職員の休憩時間及び休日については、職員との均衡を考慮して別に定める。
- 4 前項の休日のほか、1号職員について、別に勤務を要しない日を設けることができる。
- 5 会計年度任用職員の休日等の振替え及び休暇については、職員との均衡を考慮して別に定める。

（臨時的任用職員の勤務時間等）

第15条 臨時的任用職員の勤務時間、超過勤務、休憩時間、休日及び休日の振替えについては、職員の例に準じる。

- 2 臨時的任用職員の休暇については、職員との均衡を考慮して別に定める。
- 3 前2項の規定にかかわらず、臨時的任用職員の勤務時間その他必要な事項については、前2項の規定との均衡を考慮し別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（交通局企画総務部職員課）